

議第四十八号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|------------|--|
| <p>ため池等整備事業（一般型）、 ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業</p> | <p>大規模</p> | <p>百分の二十 ただし、利活用保全整備については百分の二十五、特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十</p> |
| | <p>小規模</p> | <p>百分の二十五 ただし、特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p> |

第四条第一項の表ため池等整備事業の部地域ため池総合整備事業の項中

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>特別耐震対策</p> | <p>百分の十 ただし、堤高十五メートル以上のため池にあつては、百分の五</p> |
| <p>大規模</p> | <p>百分の二十 ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p> |
| <p>小規模</p> | <p>百分の二十五 ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p> |
| <p>大規模（農業の生産条件が不利な地域を除く。）</p> | <p>百分の二十 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十</p> |
| <p>小規模（農業の生産条件が不利な地域を除く。）</p> | <p>百分の二十五 ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十</p> |

に

を

| | |
|----------------------|--|
| | ては百分の十五 |
| <p>農業の生産条件が不利な地域</p> | <p>百分の十五</p> <p>ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十</p> |

改める。

第四条第一項の表ため池等整備事業の部農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| <p>農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）</p> | <p>大規模（中山間地域を除く。）</p> | <p>百分の二十</p> <p>ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十</p> |
| <p>小規模（中山間地域を除く。）</p> | <p>百分の二十五</p> <p>ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p> | |
| <p>中山間地域</p> | <p>百分の十五</p> <p>ただし、ため池改修工事のうち特別耐震対策、耐震対策及び豪雨対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その</p> | |

第四条第一項の表ため池等整備事業の部震災対策農業水利施設整備事業（耐震対策工事に限る。）の項を削る。

第五条第一項中「十五年（農業用排水施設の施設、変更及び災害復旧）を「十七年（政令第五十二条第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業）」に、「十七年」を「十五年」に、「三年（農業用排水施設の施設、変更及び災害復旧）」を「二年（同項第一号の二及び第五号に掲げる事業）」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「場合における」を加え、「年五分」を「政令第五十三条第二項の農林水産大臣の定める率」に改め、同条第三項中「の規定による」を「に規定する」に、「年の翌年」を「年度の翌年度の初日」に改め、同項ただし書中「かかる」を「係る」に、「すべて」を「全て」に、「年以後において」を「年度の翌年度以後の年度で」に、「指定した年」を「指定した年度の初日」に改める。
付則に次の一項を加える。

20 土地改良施設突発事故復旧事業として行う国営土地改良事業に係る負担金に限り、第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の五十」とあるのは、「十分の一」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

ため池等整備事業に係る分担金の額を変更する等のため、この条例を定めようとする。